別記様式第八表面中「第68条第７項」を「第68条第６項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号のいずれかにかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項及び第８項又は第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～５　（略）

６　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

７　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

８～15　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第78条第１号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第６号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第９号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の２から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「及び写し一通」を削る。

第十六条の表以外の部分中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。））」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十三条第四項中「及び写し一通」を削る。

第二十四条の表以外の部分中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員）」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条の見出しを「（燃料体検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十一条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が同条第四項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）」を削る。

第三十三条の見出しを「（輸入燃料体検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三十七条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第三十九条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三　溶接事業者検査の実施場所

四　溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五　審査の実施方法及び実施時期

六　審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七　審査を受けようとする期日

第三十九条に次の三項を加える。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第四十一条第一号に規定する組織であって、耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であって輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　溶接事業者検査に関する規程

二　溶接事業者検査の組織

三　溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能